

神恵内村告示第26号

令和7年度、令和8年度及び令和9年度における競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度、令和8年度及び令和9年度において、神恵内村が発注する工事の請負契約及び設計の委託契約又は、物品の購入契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和6年12月30日

神恵内村長 高橋昌幸

第1 資格の種類及び調達をする物品等の種類

令和7年度、令和8年度及び令和9年度において村が締結しようとする契約のうち、1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、同表中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする物品等の種類は、同表右欄に定めるものとする。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等の種類
土木工事の請負契約	土木工事	土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
物品の購入等の契約（その他の業務を含む）	物品の購入等（その他の業務を含む）	家具・什器類、文具・用紙類、事務用機器類、複写類・製本、図書類、産業用機器類、電気・通信・写真機器類、各種資材類、機械修繕、医療機器類、教育・研究用機器類、自動車、自転車その他車類、車両用品、車両修繕、車両燃料、暖房燃料、被服・繊維皮革類、日用雑貨・その他の物品、食料品類、施設の清掃・警備・管理業務、百貨店・総合商社、保守・点検業務、そ

		その他
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	平板印刷、フォーム印刷、地図印刷、その他の印刷
物品の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通要件は、次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札へ参加を排除されている者でないこと。
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事

ア (i) から (iii) までのいずれにも該当すること。

- (i) 令和7年1月1日（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の種類に応じ、同表右欄に定める建設業の種類に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業、解体工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼橋上部工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具

	工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業、解体工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (ii) 資格審査の申請をする日（その日が令和7年4月1日の前である場合は、令和7年4月1日）の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- (iii) 基準日以降に受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃
アからウまでのいずれにも該当すること。
- ア 令和7年1月1日(随時申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間(随時申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 建築物の設計
アからエまでのいずれにも該当すること。
- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではない。
- イ 令和7年1月1日(随時申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間(随時申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和7年1月1日（随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間（随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 令和7年1月1日（随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- ウ 印刷物の製造に必要な印刷機を所有（リースしている場合を含む）していること。

(6) 物品の購入（その他の業務を含む。）及び物品の賃貸借

アからイまでのいずれにも該当すること。

- ア 令和7年1月1日（随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 令和7年1月1日（随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間（随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る開発実績を有していること。
- ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が（1）に該当する場合は、2に規定する種類の資格ごとの要

件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高もしくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じて行わなければならない。

- (1) - 1 工事・設計関係の委託に関する資格
定期申請 令和7年2月1日から令和7年2月28日まで
随時申請 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (1) - 2 物品・役務に関する申請
定期申請 令和7年2月1日から令和7年2月28日まで
随時申請 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
第2の3(1)に定める当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
第2の3(1)に定める当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 村長が特に必要と認めた者
村長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、神恵内村の定める様式（物品以外のものについては、市町村統一様式、物品にあっては北海道様式に準拠）に国税、道税及び法人村民税（神恵内村に納税義務のある者に限る。）の納税証明書、印鑑証明書、登記事項証明書及び誓約書を添付の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、産業建設課土木係へ原則郵送で提出することとする。

第4 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により継承した者
- (2) (1) に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事又は造園工事の資格を有する者であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)に変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の提出先に、神恵内村の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、建設工事・設計等の資格は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとし、物品・役務に関する資格は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 その他

資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、神恵内村暴力団排除条例(平成24年神恵内村条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者と認められる者である場合は、村が実施する入札等に参加することができない。